

調布市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前																																										
<p>○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 平成10年 3月30日規則第10号</p> <p>改正</p> <p>平成11年 3月12日規則第 7号 平成12年12月28日規則第86号 平成18年 9月29日規則第104号 平成21年 9月30日規則第103号 令和元年 6月25日規則第10号 令和元年 8月30日規則第26号</p> <p>調布市福祉のまちづくり条例施行規則 (都市施設整備基準等)</p> <p>第5条 都市施設整備基準は次の表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表都市施設整備基準の欄に掲げる事項と、条例第18条第1項に規定する特に守るべき基準として規則で定めるものは同表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表特定都市施設遵守基準の欄に掲げる事項とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">都市施設整備基準</th> <th style="text-align: center;">特定都市施設遵守基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）</td> <td>別表第3に定める事項</td> <td>別表第4に定める事項</td> </tr> <tr> <td>小規模建築物</td> <td>別表第3に定める事項</td> <td>別表第5に定める事項</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>別表第6に定める事項</td> <td>別表第6に定める事項</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>別表第7に定める事項</td> <td>別表第7に定める事項</td> </tr> <tr> <td>公共交通施設</td> <td>別表第8に定める事項</td> <td>別表第8に定める事項</td> </tr> <tr> <td>路外駐車場</td> <td>別表第9に定める事項</td> <td>別表第9に定める事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都市施設整備基準は、別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める都市施設においては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に</p>	区分	都市施設整備基準	特定都市施設遵守基準	建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）	別表第3に定める事項	別表第4に定める事項	小規模建築物	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項	道路	別表第6に定める事項	別表第6に定める事項	公園	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項	公共交通施設	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項	路外駐車場	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項	<p>○調布市福祉のまちづくり条例施行規則 平成10年 3月30日規則第10号</p> <p>改正</p> <p>平成11年 3月12日規則第 7号 平成12年12月28日規則第86号 平成18年 9月29日規則第104号 平成21年 9月30日規則第103号 令和元年 6月25日規則第10号 令和元年 8月30日規則第26号</p> <p>調布市福祉のまちづくり条例施行規則 (都市施設整備基準等)</p> <p>第5条 都市施設整備基準は次の表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表都市施設整備基準の欄に掲げる事項と、条例第18条第1項に規定する特に守るべき基準として規則で定めるものは同表区分の欄に掲げる区分に応じ、同表特定都市施設遵守基準の欄に掲げる事項とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">都市施設整備基準</th> <th style="text-align: center;">特定都市施設遵守基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）</td> <td>別表第3に定める事項</td> <td>別表第4に定める事項</td> </tr> <tr> <td>小規模建築物</td> <td>別表第3に定める事項</td> <td>別表第5に定める事項</td> </tr> <tr> <td>道路</td> <td>別表第6に定める事項</td> <td>別表第6に定める事項</td> </tr> <tr> <td>公園</td> <td>別表第7に定める事項</td> <td>別表第7に定める事項</td> </tr> <tr> <td>公共交通施設</td> <td>別表第8に定める事項</td> <td>別表第8に定める事項</td> </tr> <tr> <td>路外駐車場</td> <td>別表第9に定める事項</td> <td>別表第9に定める事項</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 都市施設整備基準は、別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める都市施設においては不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（高齢者又は障害者で日常生活又は社会生活に</p>	区分	都市施設整備基準	特定都市施設遵守基準	建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）	別表第3に定める事項	別表第4に定める事項	小規模建築物	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項	道路	別表第6に定める事項	別表第6に定める事項	公園	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項	公共交通施設	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項	路外駐車場	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項
区分	都市施設整備基準	特定都市施設遵守基準																																									
建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）	別表第3に定める事項	別表第4に定める事項																																									
小規模建築物	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項																																									
道路	別表第6に定める事項	別表第6に定める事項																																									
公園	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項																																									
公共交通施設	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項																																									
路外駐車場	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項																																									
区分	都市施設整備基準	特定都市施設遵守基準																																									
建築物（集合住宅及び小規模建築物を除く。）	別表第3に定める事項	別表第4に定める事項																																									
小規模建築物	別表第3に定める事項	別表第5に定める事項																																									
道路	別表第6に定める事項	別表第6に定める事項																																									
公園	別表第7に定める事項	別表第7に定める事項																																									
公共交通施設	別表第8に定める事項	別表第8に定める事項																																									
路外駐車場	別表第9に定める事項	別表第9に定める事項																																									

改正後	改正前
<p>身体<sup>3</sup>の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体<sup>3</sup>の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。)が利用する部分について適用し、別表第2 3 道路の表から6 路外駐車場の表までに定める都市施設においては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>3 別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める特定都市施設を改修する場合においては、特定都市施設遵守基準は、次の各号に掲げる部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該改修に係る部分</p> <p>(2) 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下この項において「利用居室」という。)又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3 10の項第3号、別表第4 5の項第3号、同表6の項第2号、同表7の項及び同表10の項において同じ。)における車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>	<p>身体<sup>3</sup>の機能上の制限を受けるものその他日常生活又は社会生活に身体<sup>3</sup>の機能上の制限を受ける者をいう。以下同じ。)が利用する部分について適用し、別表第2 3 道路の表から6 路外駐車場の表までに定める都市施設においては不特定かつ多数の者が利用する部分について適用する。</p> <p>3 別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める特定都市施設を改修する場合においては、特定都市施設遵守基準は、次の各号に掲げる部分に限り、適用する。</p> <p>(1) 当該改修に係る部分</p> <p>(2) 道又は公園、広場その他の空地(以下「道等」という。)から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室(以下この項において「利用居室」という。)又はホテル若しくは旅館(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に規定する営業の用に供する施設及び旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項に規定する簡易宿所営業の施設を除く。別表第3 10の項第3号、別表第4 5の項第3号、同表6の項第2号、同表7の項及び同表10の項において同じ。)における車椅子使用者が円滑に利用できる客室(以下「車椅子使用者用客室」という。)以外の各客室(以下「一般客室」という。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下(これに類するものを含む。以下「廊下等」という。)、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所</p> <p>(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室(当該部分に利用居室が設けられていないときは、道等)から車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができる便房(以下「車椅子使用者用便房」という。前号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベ</p>

改正後	改正前
<p>ーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>4 別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第17号に掲げる特別特定建築物その他これに類する施設でない施設においては、前項並びに別表第4及び別表第5中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>5 別表第3及び別表第6から別表第9までの規定にかかわらず、都市施設整備基準に適合させるための措置と同等以上にすべての人が円滑に利用できると市長が認めた場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により都市施設整備基準による整備が困難であると市長が認めた場合は、これによらないことができる。</p>	<p>ーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>(5) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場</p> <p>(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室（当該改修に係る部分に利用居室が設けられていないときは、道等）又は一般客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路</p> <p>4 別表第2 1 建築物の表及び2 小規模建築物の表に定める都市施設のうち、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に掲げる特別特定建築物その他これに類する施設でない施設においては、前項並びに別表第4及び別表第5中「不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する」とあるのは、「多数の者が利用する」とする。</p> <p>5 別表第3及び別表第6から別表第9までの規定にかかわらず、都市施設整備基準に適合させるための措置と同等以上にすべての人が円滑に利用できると市長が認めた場合又は地形若しくは敷地の形状、建築物の構造その他やむを得ない事情により都市施設整備基準による整備が困難であると市長が認めた場合は、これによらないことができる。</p>